



農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第12号

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則(昭和28年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(身分証明書)

第5条 農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)第46

条に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附則の次に次の様式を加える。

(別記様式)(第5条関係)

身 分 証 明 書		第 号
長野県職員 (氏名)		写 真
年 月 日生		押出
上記の者は、農業災害補償法第142 条の2から第142条の4までの規定に よる検査の職務に従事する者であるこ とを証明する。		
年 月 日交付	有効期間	
長野県知事	年 月 日から	年 月 日まで
[押出] [スタンプ]		

縦 6.5センチメートル

横 8.5センチメートル

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業政策課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第13号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第26号」を「第29号」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

会計課



長野県告示第247号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

千曲市

2 事業の種類

松田家資料保存整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

千曲市大字八幡字森下地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

松田家資料保存整備事業(以下「本事業」という。)は、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第2項に規定する公立博物館を設置するものであり、法第3条第22号に掲げる博物館に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本事業の起業者である千曲市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本事業の施行により得られる利益

起業地内にある長野県史跡「武水別神社神主松田家館跡」の敷地には、長野県宝「松田家住宅主屋」、千曲市指定有形文化財「武水別神社神主 松田邸」等の江戸時代から明治時代までの歴史的な建物があり、その建物内には、室町時代の和歌や戦国時代の武田信玄や上杉景勝の朱印状等の貴重な古文書類が数多く残っている。

しかしながら、建物については、傷みが激しいため、早急に修理工事に着手する必要があり、古文書類等の資料については、劣化や散逸・亡失が懸念されるため、適切な保管が必要とされる状況である。

本事業は、これらの課題を解決するため、傷みが激しく倒壊のおそれがある建物を修復し、博物館に転用することにより、その保存を図るものであり、古文書類等の歴史的に価値のある資料を博物館において展示し、又博物館内に設置する収蔵庫に納めることにより、散逸・亡失を防ぐものである。

本事業の実施により、博物館で古文書類等の資料が広く公開され、地元の住民や観光客が千曲市の歴史に対して関心を持つ機会になるとともに、歴史学習をはじめとした生涯学習の機会を得ることができるものと認められる。

イ 本事業の施行による影響

本事業に係る起業地の周囲は民家に接しており、起業地周辺において来館者の通行車両による交通渋滞や騒音等の問題が懸念されるが、交通標識、案内板等の整備や歩道の確保

により、工事期間を含め周辺地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、傷みが激しく倒壊のおそれがある建物については、早急に修復する必要があり、劣化のおそれがある古文書類等の資料については、早急に適切な場所で保管する必要がある。

また、平成19年4月に策定された「千曲市総合計画」（計画期間 平成19年度～平成23年度）において、本件事業の基本方針が掲げられていることから、早急かつ計画的な実施が必要である。

以上のことから、本件事業は、早期な施行が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

千曲市役所及び千曲市文化財センター

企画課土地対策室

長野県告示第248号

地域発元気づくり支援金交付要綱（平成19年長野県告示第234号）の一部を次のとおり改正し、平成24年4月1日から施行します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部守一

第6第6項中「、必要があると認める場合は」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該方針には、別に定める県全域で重点的に推進する事項についても定めるよう留意するものとする。

第16を次のように改める。

規則及びこの要綱により提出する書類は、正副2部とし、所轄地方事務所の長に提出するものとする。

市町村課

長野県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社 財建	長野県佐久市中込3713番地35	結の里訪問介護ステーション	長野県佐久市伴野2898-1	平成24年1月14日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター戸上	長野県千曲市力石1番地1	平成23年11月1日
訪問リハビリテーション	社会福祉法人敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	うえだはら訪問リハビリステーション	長野県上田市上田原1053-1	平成23年11月1日
通所介護	特定非営利活動法人きつねじま	長野県伊那市狐島3698番地1	宅幼老所もくれんの家	長野県伊那市狐島3698番地1	平成24年1月11日
	特定非営利活動法人ライジングネット舎	長野県中野市中央2丁目1番30号	デイサービス暖暖	長野県中野市岩船438-13	平成24年1月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター戸上	長野県千曲市力石1番地1	平成23年11月1日
短期入所生活介護	社会福祉法人孝明	長野県安曇野市明科七貴3681番地	短期入所生活介護孝明豊科館	長野県安曇野市豊科南穂高5771番地	平成23年11月1日

2 介護老人福祉施設

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人孝明	長野県安曇野市明科七貴 3681番地	ユニット型指定介護老人 福祉施設孝明豊科館	長野県安曇野市豊科南穂 高5771番地	平成23年11月1日
社会福祉法人孝明	長野県安曇野市明科七貴 3681番地	指定介護老人福祉施設孝 明豊科館	長野県安曇野市豊科南穂 高5771番地	平成23年11月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問 介護	社会福祉法人恵仁 福祉協会	長野県上田市真田町長 7141番地1	ホームヘルパーステーション ニアザレアン	長野県上田市真田町長 7141番地1	平成23年10月1日
	株式会社 財建	長野県佐久市中込3713番 地35	結の里訪問介護ステーション	長野県佐久市伴野2898-1	平成24年1月14日
	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神田駿河 台二丁目9番地	ニチイケアセンター戸上	長野県千曲市力石1番地 1	平成23年11月1日
介護予防訪問 リハビリテー ション	社会福祉法人敬老 園	長野県上田市常磐城2256 番地1	うえだはら訪問リハビリ ステーション	長野県上田市上田原1053-1	平成23年11月1日
介護予防通所 介護	特定非営利活動法 人きつねじま	長野県伊那市狐島3698番 地1	宅幼老所もくれんの家	長野県伊那市狐島3698番 地1	平成24年1月11日
	特定非営利活動法 人ライジングネット 舎	長野県中野市中央2丁目 1番30号	デイサービス暖暖	長野県中野市岩船438-13	平成24年1月1日
	有限会社ワイエム ケイ	長野県佐久市猿久保470 番地12	猿久保デイサービスセン ター	長野県佐久市猿久保470 番地8	平成24年2月1日
	株式会社ニチイ学 館	東京都千代田区神田駿河 台二丁目9番地	ニチイケアセンター戸上	長野県千曲市力石1番地 1	平成23年11月1日
介護予防短期 入所生活介護	社会福祉法人孝明	長野県安曇野市明科七貴 3681番地	短期入所生活介護孝明豊 科館	長野県安曇野市豊科南穂 高5771番地	平成23年11月1日

地域福祉課

長野県告示第250号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	指定年月日
八幡中島ファミリー薬局	須坂市墨坂2-7-12	H24. 1. 1
芝宮前中島ファミリー薬局	須坂市横町288-1	H24. 1. 1
幸高中島ファミリー薬局	須坂市幸高字苅屋274-2	H24. 1. 1
いづみ薬局	塩尻市大門泉町8-19	H24. 1. 5
湖北堂薬局	岡谷市本町1-5-10	H24. 1. 6
医療法人健生会橋上医院	下伊那郡阿智村駒場124番地1	H24. 2. 1
うえだはらライクリニック	上田市上田原1053-1	H24. 2.15
どんぐりの森クリニック	南佐久郡南牧村野辺山108-3	H24. 2.23

クオール松本南薬局

松本市野溝西1丁目9番35-8号

H24.3.1

健康長寿課

長野県告示第251号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第8項の規定により、同法に規定する結核指定医療機関の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部守一

名 称	所 在 地	辞退年月日
医療法人推名医院	塩尻市大字宗賀2728番地1	H23.12.27
ニコニコ薬局	駒ヶ根市赤穂1362-4	H23.12.31
八幡中島ファミリー薬局	須坂市墨坂2-7-12	H23.12.31
芝宮前中島ファミリー薬局	須坂市横町288-1	H23.12.31
幸高中島ファミリー薬局	須坂市幸高苅屋274-2	H23.12.31
北原医院	諏訪市大手1-1-16	H24.2.8
青木医院	塩尻市大字片丘10376番地	H24.2.29

健康長寿課

長野県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部守一

する。

生活排水課

1 施行者の名称

白馬村

2 都市計画事業の種類及び名称

白馬都市計画下水道事業 白馬村公共下水道

3 事業施行期間

平成元年12月11日から

平成29年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分

平成元年長野県告示第856号、平成7年長野県告示第554号、平成11年長野県告示第647号の事業地のうち白馬村大字北城地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成元年長野県告示第856号、平成7年長野県告示第554号、平成11年長野県告示第647号の事業地に白馬村大字神城地内を加え、大字神城地内並びに大字北城地内において事業地を変更

長野県告示第253号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和41年長野県告示第591号）の一部を次のように改正し、平成23年度の補助金から適用します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部守一

別表の公共事業の項中

団体営かんがい排水事業	地域用水機能増進基本計画に基づき行われる次に掲げる事業 (1) 地域用水機能増進活動及び計画の策定 (2) 地域用水機能を有する農業用排水施設の改修整備	同上	10分の6以内	同上
-------------	--	----	---------	----

を

団体営かんがい排水事業	1 地域用水機能増進基本計画に基づき行われる次に掲げる事業 (1) 地域用水機能増進活動及び計画の策定 (2) 地域用水機能を有する農業用排水施設の改修整備	同上	10分の6以内	同上
	2 土地改良施設等を活用した小水力等発電施設の整備に伴う調査設計	同上	10分の10以内	同上

に改め、同表中

県単農業農村基盤整備事業	調査設計事業	農業農村整備事業の円滑な推進に資するために必要な調査、計画及び設計に係るもの	同上	10分の5以内	
--------------	--------	--	----	---------	--

を

公共事業	水土総合強化推進事業	土地改良事業の実施に関し必要とされる指導であつて、次に掲げる事業 (1) 土地改良区基盤強化事業 土地改良区又は土地改良区連合が「水土総合強化推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官依命通達）」に基づいて行う統合再編整備事業 (2) 土地改良施設管理円滑化事業 長野県土地改良事業団体連合会が「水土総合強化推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官依命通達）」に基づいて行う土地改良施設管理円滑化事業 (3) 土地改良換地等強化事業 長野県土地改良事業団体連合会が「水土総合強化推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官依命通達）」に基づいて行う土地改良換地等強化事業	同上	10分の10以内	
------	------------	--	----	----------	--

	農業体質強化基盤整備促進事業	農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施し、経営規模の拡大や戦略作物・地域振興作物の生産の促進を図るために行う次に掲げる事業 (1) 定率助成 ア 農業用排水施設 農業用排水（當農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更 イ 暗渠排水 暗渠の新設又は変更 ウ 土層改良 客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壤改良 エ 区画整理 農用地の区画形質の変更 オ 農作業道 農作業道の変更 カ 農用地の保全 ア～オ以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業	事業費及び事務費	10分の6以内	10分の5以内
		(2) 定額助成 ア 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの） 畦畔除去、均平作業等による区画拡大 イ 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの） 水路の変更（管水路化等） を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大 ウ 暗渠排水 吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設	同上	10分の10以内 ただし、事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積(施工対象の耕地面積)にそれぞれ以下の助成単価を乗じた額を限度とする。 ア 10万円／10 a以内 イ 20万円／10 a以内 ウ 15万円／10 a以内	同上
県単農業農村基盤整備事業	調査設計事業	農業農村整備事業の円滑な推進に資するために必要な調査、計画及び設計に係るもの	事業費	10分の5以内	

に改める。

農地整備課

長野県告示第254号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字峯4368のテ、4368のア、4368のサ、4368のキ、4370のハ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第256号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪郡富士見町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第255号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

大町市美麻字中平畑16296の1、16297、字トマ畑17129、17130、字トウ畑17131、字平畑17133のロ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第257号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪郡富士見町（次の図に示す部分限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士見町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第258号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪郡富士見町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

富士見町(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士見町(次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第259号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪郡富士見町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

諏訪郡富士見町(次の図に示す部分限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士見町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第260号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
西武1、西武2、内の山1、内の山2、ベルデ武石、大布施、上小寺尾、下小寺尾、堀之内1、堀之内2、うつくしの湯、ともしひ博物館、武石公園、稻荷、下武石、金ヶ崎、弥勒堂、田之入、小之入、沖、藪合、保代1、保代2、保代3、躍開戸1、躍開戸2、トキノス1、トキノス2、余里ホドガイ1、余里ホドガイ2、余里日影1、余里日影2、余里日影3、余里親嶽沢、余里小久保日影、余里親嶽、余里北親嶽、地免坊、余里余里川原1、余里余里川原2、余里川原、宮ノ前、小沢根1、小沢根2、岳ノ湯、小沢根3、城山、小沢根4、下本入及び長尾

- 2 指定の区域
上田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第261号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

西武1、西武2、内の山1、内の山2、ベルデ武石、大布施、上小寺尾、下小寺尾、堀之内1、堀之内2、うつくしの湯、ともしひ博物館、武石公園、稲荷、下武石、金ヶ崎、弥勒堂、田之入、小之入、沖、藪合、保代1、保代2、保代3、躍開戸1、躍開戸2、トキノス1、余里ホドガイ1、余里ホドガイ2、余里日影1、余里日影2、余里日影3、余里親嶽沢、余里小久保日影、余里親嶽、地免坊、余里余里川原1、余里余里川原2、余里川原、宮ノ前、小沢根1、小沢根2、岳ノ湯、小沢根3、城山、小沢根4、下本入及び長尾

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第262号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する区域の名称

上境

2 指定を解除する区域

飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第263号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

番所1、内の山沢1、内の山沢2、内の山沢3、うつべ、熊沢、下本入、道巣沢、十二沢、市之瀬、藤沢、富沢山、田之入1、田之入2、小之入、鳥屋立、小沢根1、小沢根2、小沢根3、小沢根4、保代沢、躍開戸、トキノス、ホドガイ1、余里川、倉地無沢、親嶽沢、余里沢、地免坊、立池1、ダキマワシ沢、アシオネ沢、正連坊、小原、唐沢1、唐沢2、築地原、横沢川2、巣栗沢、クルミ沢及び巣栗

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

番所1、内の山沢1、内の山沢2、内の山沢3、うつべ、熊沢、下本入、十二沢、市之瀬、藤沢、富沢山、田之入1、田之入2、小之入、鳥屋立、小沢根1、小沢根2、小沢根3、小沢根4、保代沢、躍開戸、トキノス、ホドガイ1、余里川、倉地無沢、親嶽沢、余里沢、地免坊、立池1、ダキマワシ沢、アシオネ沢、正連坊、小原、唐沢1、唐沢2、築地原、横沢川2、巣栗沢、クルミ沢及び巣栗

2 指定の区域

上田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第265号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成24年2月28日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
(財)長野県交通安全協会東信事務所	長野市川中島町原704-2	佐久市協和131-2 東信運転免許センター内 長野県交通安全協会東信事務所

会計課

道路管理課

長野県告示第266号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成24年3月19日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
小林 哲也	松本市大字神林160番地2	松本市大字神林160番地2 小林哲也行政書士事務所

会計課

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月26日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯田富山佐久間線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡泰阜村田本8444番の7地先から 下伊那郡泰阜村田本8444番の27地先まで	旧	m 9.5~11.8	km 0.0140
同上	新	11.2~23.5	0.0140

長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年4月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月26日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏人

- 1 路線名 飯田富山佐久間線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡泰阜村田本8444番の7地先から
下伊那郡泰阜村田本8444番の27地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成24年3月26日

道路管理課